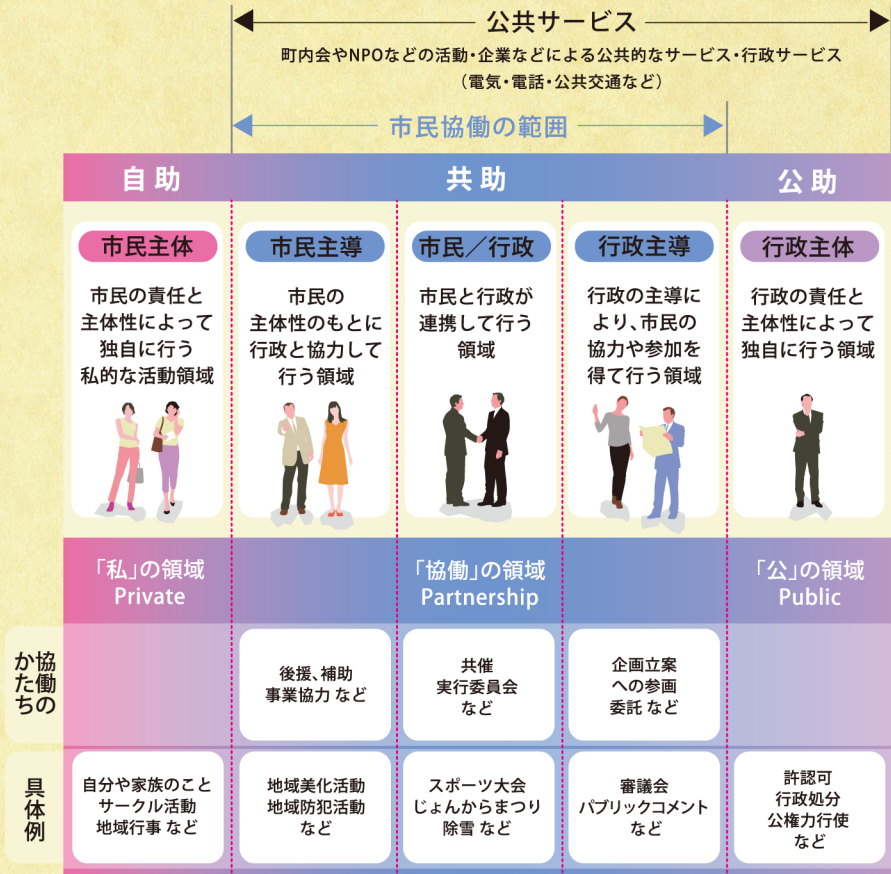


4.市民協働の形態

■自助・共助・公助と公共サービスの範囲の考え方



自助／自分の責任で自分自身が行うこと

共助／自分だけで解決したり、実施したりすることが困難な事柄について、周囲や地域が協力して行うこと

公助／個人や周囲、地域あるいは民間の力だけでは解決できないことについて、行政が行うこと

5.市民協働のルール

市民協働を円滑に進めていくためには、市民と行政との間でお互いが尊重しなければならない基本的なルールを踏まえて取り組むことが大切です。

自主性尊重の原則

お互いが独立した存在であることや、お互いの特性や違いを認め、自主性・主体性を尊重すること

相互理解の原則

対話や情報交換を通じて、相互理解に努め、信頼関係を築くとともに、お互いの長所や短所を認識した上で、お互いに補い合うこと

対等な関係の原則

お互いが同じ課題解決の当事者であると認識し、それぞれの役割分担に応じて対等のパートナーとして取り組むこと

目的共有の原則

協働により達成しようとする目的をお互いが共有するとともに、常に再認識しながら取り組むこと

責任の明確化の原則

お互いの役割分担と責任範囲を十分に協議し、文書化して明確にすること

公開の原則

協働相手の選定や事業内容について、透明性を確保し、情報の公開を行い、説明責任を果たすこと